

Q & A

- 1 申請要件 3
- Q 1-1 本社（本店登記）は足立区外ですが、足立区内で認可工場*¹を運営しております。この場合、この補助金は申請できますか？ 3
- Q 1-2 足立区内に認可工場をもっており、さらに足立区内の別の場所に新たに工場を設立し、認可の取得を予定しております。この場合、新たな工場での補助金申請はできますか？ 3
- Q 1-3 省エネ診断について、国や都の助成等を受けた企業ではありませんが、省エネ環境診断士等の資格者が在籍している会社による診断を受ける予定ですが、この診断による報告書は認められますか。 3
- Q 1-4 代理人による提出は可能でしょうか。 3
- Q 1-5 一度本補助金の交付を受けました。再度補助金の申請は可能でしょうか。 3
- Q 1-6 更新する生産機器について、別の補助金（国、都、足立区）を受けました。省エネルギー対策工場設備更新補助金の申請は可能ですか。 3
- Q 1-7 令和元年に区内で工場を建設し、同年内に工場認可を取得しました。その後、機械設備の変更に伴い、今年度に変更認可申請を行いました。この場合、申請は可能でしょうか。 3
- Q 1-8 省エネ診断報告書において、10%の省エネ効果（CO₂削減）がわかるものとはどのようなことでしょうか？ 3
- Q 1-9 省エネ診断報告書に削減エネルギーが記載されていますが、1年あたりどのくらいの量で認められますか？ 4
- 2 更新する生産機器に関して 4
- Q 2-1 中古でも問題ないでしょうか。 4
- Q 2-2 省エネ診断の中で現在の大型機器1台ではなく、小型機器2台にするのが望ましいと記載がありました。この場合、小型2台とも助成されるのでしょうか。 4
- Q 2-3 生産機器を5年契約のリースで導入する予定です。この場合補助金の申請は可能ですか？ 4
- Q 2-4 新規に導入する生産機器についての申請は可能でしょうか。 4
- Q 2-5 要綱の第3条（3）イにある【更新前の生産機器と同種の新産機器に更新すること】とはどのような意味ですか。 4
- Q 2-6 更新する生産機器について、製造ライン一括で省エネ診断をしていただき、10%以上削減となりました。この場合、製造ライン一括での申請は可能でしょうか。 4
- Q 2-7 製品保管用冷蔵庫の更新で10%の削減できるという省エネ診断ができました。生産機器ではないですが、認められますか？ 5
- Q 2-8 機器3台について、2台撤去すると、10%削減できる診断が出ました。残った1台について、買い替えした場合に補助金申請は可能ですか？ 5
- 3 補助金について 5
- Q 3-1 省エネ診断を受けた結果、10%の削減効果が見込まれませんでした。省エネ診断の費用を請求することはできますか。 5

Q 3 - 2	省エネ診断の費用は補助金の交付の経費として申請できますか。.....	5
Q 3 - 3	対象機器の見積もりの結果、本体価格が190万円でした。申請は可能でしょうか。...	5
4	補助金認定後	5
Q 4 - 1	対象機器の補助金申請の際の見積金額が200万円で申請をし、補助交付限度額として100万円と認められました。その後本体を購入したところ、本体価格が下がり190万円での購入となってしまいました。この場合どうなりますか?.....	5
Q 4 - 2	対象機器の補助金申請の際の見積金額が200万円で申請をし、補助交付限度額として100万円と認められました。その後本体を購入したところ、本体価格が上がり210万円での購入となってしまいました。この場合どうなりますか?.....	5
Q 4 - 3	対象機器として認められた機器が、諸般の事情により入手できなくなってしまいました。そのため、違う機器での申請をしたいのですが、どうすればよいでしょうか。.....	5
Q 4 - 4	補助金の認定を受け、生産機器の導入を目指していましたが、生産機器の導入が年度内に間に合わなさそうです。期限延長は可能でしょうか。.....	6
Q 4 - 5	補助金の認定を受け、生産機器の導入は完了しましたが、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例における規制基準の遵守が難しそうです。補助金の交付は可能でしょうか。.....	6

1 申請要件

Q 1-1 本社（本店登記）は足立区外ですが、足立区内で認可工場*1を運営しております。この場合、この補助金は申請できますか？

A 1-1 申請できます。なお、生産機器の使用場所は足立区内の認可工場に限られます。

* 1) 認可工場：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条に基づく認可を受けた工場

Q 1-2 足立区内に認可工場をもっており、さらに足立区内の別の場所に新たに工場を設立し、認可の取得を予定しております。この場合、新たな工場での補助金申請はできますか？

A 1-2 申請できません。新たな工場で初回の認可を取得してから1年後に申請が可能になります。

Q 1-3 省エネ診断について、国や都の助成等を受けた企業ではありませんが、省エネ環境診断士等の資格者が在籍している会社による診断を受ける予定ですが、この診断による報告書は認められますか。

A 1-3 認められません。

Q 1-4 代理人による提出は可能でしょうか。

A 1-4 可能です。ただし、事前相談の際には営業者もしくは事業所の責任者が来庁する必要があります。また、代理人による提出の場合は、委任状が必要になります。

Q 1-5 一度本補助金の交付を受けました。再度補助金の申請は可能でしょうか。

A 1-5 同一年度内では同一事業者の申請は1回のみとなります。翌年度以降に、補助金を受けた生産機器以外の更新であれば、申請は可能となります。

Q 1-6 更新する生産機器について、別の補助金（国、都、足立区）を受けました。省エネルギー対策工場設備更新補助金の申請は可能ですか。

A 1-6 同一生産機器での補助金の申請はできません。なお、違う生産機器についての補助金であれば申請は可能です。

Q 1-7 令和元年に区内で工場を建設し、同年内に工場認可を取得しました。その後、機械設備の変更に伴い、今年度に変更認可申請を行いました。この場合、申請は可能でしょうか。

A 1-7 申請可能です。あくまで初回の認可から1年以上経過していることが条件になります。変更認可からの経過日時は問われません。

Q 1-8 省エネ診断報告書において、10%の省エネ効果（CO2削減）がわかるものとはどう

いったことでしょうか？

A 1-8 省エネ診断報告書内で、生産機器の総消費エネルギーおよび削減エネルギーがわかる必要があります。もしくは、10%削減できる旨の記載のどちらかになります。

Q 1-9 省エネ診断報告書に削減エネルギーが記載されていますが、1年あたりどのくらいの量で認められますか？

A 1-9 削減量については、基準はありません。更新後の使用量において、10%削減できることが確認できれば、問題ありません。

2 更新する生産機器に関して

Q 2-1 中古でも問題ないでしょうか。

A 2-1 中古の場合は、省エネ診断の報告書の中に、中古の当該型式等で現状より10%以上の省エネ効果が見込める旨の記載が必要になります。記載がない場合は、中古の生産機器は認められません。

Q 2-2 省エネ診断の中で現在の大型機器1台ではなく、小型機器2台にするのが望ましいと記載がありました。この場合、小型2台とも助成されるのでしょうか。

A 2-2 2台が望ましいおよび現状より10%以上の省エネ効果が見込めると省エネ診断の報告書に記載があれば助成されます。なお、2台となった場合でも1件とみなされるため、2台合計して補助金額は500万円までであり、かつ支払い等の手続きは同時に2台に行う必要があります。

Q 2-3 生産機器を5年契約のリースで導入する予定です。この場合補助金の申請は可能ですか？

A 2-3 申請できません。あくまで購入する場合のみとなります。

Q 2-4 新規に導入する生産機器についての申請は可能でしょうか。

A 2-4 申請できません。あくまで現在使用中の生産機器を更新する場合のみとなります。

Q 2-5 要綱の第3条(3)イにある【更新前の生産機器と同種の新産機器に更新すること】とはどういう意味ですか。

A 2-5 違う用途の機械では不可という意味です。例えば、更新前の生産機器は印刷機でしたが、更新後にプレス機にするのは、生産機器であっても補助金申請はできません。

Q 2-6 更新する生産機器について、製造ライン一括で省エネ診断をしていただき、10%以上削減となりました。この場合、製造ライン一括での申請は可能でしょうか。

A 2-6 可能です。製造ラインを示していただき、一括で工場の変更をしていただきます。なお、この場合生産機器入替に時間がかかると思われるので、期限にご注意ください。

Q 2-7 製品保管用冷蔵庫の更新で10%の削減できるという省エネ診断がでました。生産機器でないですが、認められますか？

A 2-7 認められません。今回の補助金は、生産機器のみが対象となります。

Q 2-8 機器3台について、2台撤去すると、10%削減できる診断が出ました。残った1台について、買い替えした場合に補助金申請は可能ですか？

A 2-8 できません。あくまで対象機器を買い替えした際に限定されます。

3 補助金について

Q 3-1 省エネ診断を受けた結果、10%の削減効果が見込まれませんでした。省エネ診断の費用を請求することはできますか。

A 3-1 省エネ診断の費用は事業者の自己負担となりますので、費用請求等はできません。

Q 3-2 省エネ診断の費用は補助金の交付の経費として申請できますか。

A 3-2 申請できません。当補助金で経費として申請できるのは本体購入費用のみです。

Q 3-3 対象機器の見積りの結果、本体価格が190万円でした。申請は可能でしょうか。

A 3-3 申請できません。あくまで本体価格が200万円以上（補助金額100万円以上）となります。

4 補助金認定後

Q 4-1 対象機器の補助金申請の際の見積金額が200万円で申請をし、補助交付限度額として100万円と認められました。その後本体を購入したところ、本体価格が下がり190万円での購入となってしまいました。この場合どうなりますか？

A 4-1 上限は生産機器本体価格の1/2までであるため、95万円での補助金交付となります。

Q 4-2 対象機器の補助金申請の際の見積金額が200万円で申請をし、補助交付限度額として100万円と認められました。その後本体を購入したところ、本体価格が上がり210万円での購入となってしまいました。この場合どうなりますか？

A 4-2 補助交付限度額として認められた100万円での補助金交付となります。

Q 4-3 対象機器として認められた機器が、諸般の事情により入手できなくなってしまいました。そのため、違う機器での申請をしたいのですが、どうすればよいでしょうか。

A 4-3 お問い合わせ先までご相談ください。相談の結果、軽微な変更である場合は、省エネルギー対策工場設備更新補助金事業計画変更申請書をご提出いただくこととなります。全く違う機器

での申請などである場合は、現在の補助金申請の取り下げを行い、再度申請をお願いすることになります。

Q 4 - 4 補助金の認定を受け、生産機器の導入を目指していましたが、生産機器の導入が年度内に間に合わなさそうです。期限延長は可能でしょうか。

A 4 - 4 期限の延長はできません。この場合、生産機器導入に係わる経費等について区は一切の負担をいたしませんのでご注意ください。また、省エネルギー対策工場設備更新補助金取下申請書を提出し、補助金申請の取り下げをお願いします。

Q 4 - 5 補助金の認定を受け、生産機器の導入は完了しましたが、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例における規制基準の遵守が難しそうです。補助金の交付は可能でしょうか。

A 4 - 5 できません。補助金の交付要件として、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例における規制基準を遵守する必要がありますのでご注意ください。